

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 相互応援体制整備計画</p> <p>第1 相互応援</p> <p>4 応援要請体制の整備</p> <p>市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>5 応援受入体制の整備</p> <p>市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第5節 防災まちづくりの推進計画</p> <p>第3 防災拠点の整備</p> <p>市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第2節 相互応援体制整備計画</p> <p>第1 相互応援</p> <p>4 応援要請体制の整備</p> <p>市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、<u>応援部隊の執務スペースの確保に努める</u>。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p>5 応援受入体制の整備</p> <p>市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、<u>応援部隊の執務スペースの確保に努める</u>。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。</p> <p><u>6 相互応援の体制整備</u></p> <p><u>市は、県の「いばらき災害対応支援チーム」へ参画し、応援受援が円滑に行なうことができる体制を整備する。</u></p> <p>第5節 防災まちづくりの推進計画</p> <p>第3 防災拠点の整備</p> <p>市は、災害応急活動の中核となる、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。</p>	<p>2</p> <p>6</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>いばらき災害対応支援チームの位置付け</p> <p>地域利便施設を防災拠点として位置付け</p>

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p><u>（新規）</u></p> <p>第15節 防災知識普及計画 第1 住民向けの防災教育 1 普及啓発すべき内容 （1）「自助」「共助」の推進 ア 最低3日間、推奨1週間分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄 非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>第2章 災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達計画 第1 地震情報の収集・伝達 2 地震情報の伝達 （1）水戸地方気象台からの伝達系統 地震情報伝達系統図</p>	<p><u>また、令和2年9月に坂東市地域利便施設基本計画を策定し整備を進めている地域利便施設については、災害時において地域の避難場所とするとともに、被災地の復旧・復興の広域的な支援拠点として関係機関と連携を図りながら、緊急物資の集積・分配や、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として整備する計画としている。</u></p> <p>第15節 防災知識普及計画 第1 住民向けの防災教育 1 普及啓発すべき内容 （1）「自助」「共助」の推進 ア 最低3日間、推奨1週間分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄 非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。</p> <p><u>また、自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。</u></p> <p>第2章 災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達計画 第1 地震情報の収集・伝達 2 地震情報の伝達 （2）水戸地方気象台からの伝達系統 地震情報伝達系統図 <u>陸上自衛隊施設学校を削除</u></p>	<p>28</p> <p>35</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>県地域防災計画の修正</p>

新旧対照表（地震災害対策計画編）

改訂前	改定後	現計画項	備考
<p>第3章 東海地震の画警戒宣言発令時の対応第措置計画</p> <p>第5節 警戒宣言発令時の対応措置</p> <p>第3 地震防災応急対策の実施</p> <p>5 公共施設対策</p> <p>（2）電力（東京電力パワーグリッド株式会社）</p> <p>ア 業務営業の方針</p> <p>電力の供給は継続する。</p>	<p>第3章 東海地震の画警戒宣言発令時の対応第措置計画</p> <p>第5節 警戒宣言発令時の対応措置</p> <p>第3 地震防災応急対策の実施</p> <p>5 公共施設対策</p> <p>（2）電力（東京電力パワーグリッド株式会社<u>茨城総支社、株式会社JERA</u>）</p> <p>ア 業務営業の方針</p> <p>電力の供給は継続する。</p>	90	指定公共機関の追加